

3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)
 運転技能(一部免除)講習受講申込書

ふりがな		生年月日	証明写真貼付
氏名		昭・平 年 月 日生	1枚(3ヶ月以内) たて3.5cm よこ2.5cm 正面・無背景・脱帽 (色付きメガネ・ピント が合っていない 等不 可) 裏面に氏名記入 のり付け
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の 希望の有無(いずれかを○で囲む) 有 / 無		(併記を希望する氏名又は通称)	
現住所	〒 —		
連絡先	(電話番号)	(FAX)	
緊急時に連絡が取れる電話番号をご記入下さい。			
(一部免除 を参照の者 この区 分)	(1)に該当する者	学科5時間 実技5時間	
	(2)に該当する者	学科9時間 実技6時間	
	(3)に該当する者	学科13時間 実技7時間	
	(4)に該当する者	学科4時間 実技2時間	
資格名		交付番号	交付年月日
業務経験の内容			
経験年数	自 年 月 ~ 至 年 月 (経験年数 年 月)		
記載内容について事実と相違ないことを証明いたします。 年 月 日(確実に記載すること。) 所在地 〒 会社名 ⑩ 代表者役職・氏名 電話番号			
注意事項 ※ 代表者が受講の場合、自社の事業証明は認めておりません。 ※ 一部免除を受けるために必要な資格等を証明する書面(免許証、技能講習修了証等のコピー)を添付。 ※ 訂正をする場合は、訂正印(事業所印)を使用し、修正液等は使用しないで下さい。 ※ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓又は通称が確認できる書類を添付。(戸籍謄本、旧姓又は通称が記載された住民票等。)			

愛媛労働局長登録教習機関 4
 建設業労働災害防止協会 愛媛支部 殿

事務局記入欄	建災防 愛媛支部	会員	非会員	事務管理者
--------	-------------	----	-----	-------

3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)

運転技能(一部免除)受講資格表

(一部免除講習が受けられる者の資格)

- (1) 建設機械施工技術検定(1級)合格者で実技においてトラクター系若しくはショベル系を選択しなかった者及び(2級)の第4種から第6種の合格者。
- (2) 次の各項目のいずれかに該当する者。
 1. 大型特殊自動車免許者
 2. 大型・準中型又は普通免許者で次のいずれかの特別教育を修了し、3月以上運転の業務経験を有する者
 - A. 3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用若しくは解体用)
 - B. 最大積載量1トン未満の不整地運搬車
 3. 大型・準中型又は普通免許者で昭和49年9月30日までに3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務経験が3月以上ある者
 4. 大型・準中型又は普通免許者で平成2年9月30日までに3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が3月以上ある者
 5. 大型・準中型又は普通免許者で平成2年9月30日までに最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転の業務経験が3月以上ある者
 6. 不整地運搬車運転技能講習修了者
- (3) 次の各項目のいずれかに該当する者。
 1. 次のいずれかの特別教育を修了し、6月以上運転の業務経験を有する者
 - A. 3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用若しくは解体用)
 - B. 最大積載量1トン未満の不整地運搬車
 2. 昭和49年9月30日までに3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務経験が6月以上ある者
 3. 平成2年9月30日までに3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が6月以上ある者
 4. 平成2年9月30日までに最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転の業務経験が6月以上ある者
- (4) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者

講習に関する注意事項

- イ. 申請書に記載して頂く氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められており、誤りのないよう記入して下さい。なお、記入して頂いた氏名、生年月日等の情報は、この技能講習の事業以外では一切使用致しません。
- ロ. 講習の約3週間前には、受講票をお渡しします。受講の取り止め又は変更をする場合は、受講票に記載されている期日までに申込みされた当支部又は分会(建協支部)へ連絡して下さい。なお、期日を過ぎますと取り止め又は変更はできません(欠席扱いとなりますのでご注意ください)
- ハ. 期日までに受講を取り止める場合は、領収証と引換えに申請書及び受講料をお返し致します。(振込での返金の場合は、手数料を除いた金額を返金します)
- ニ. 申込者以外の代理受講及び講習日当日の受付け閉鎖後の入場(遅刻)及び途中退場は一切認めません。(欠席扱いとなります)
- ホ. 受講日当日の天候、交通機関等の都合により、開始時刻を遅らせる又は延期になることがあります。

修了証の交付について

1. 本人受け取りの場合
修了証は原則として、修了者本人にお渡し致しますので、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的証明書のコピー)を提示して下さい。その際、受領印が必要ですので印鑑を持参して下さい。
2. 代理人が受け取る場合
代理人が修了証を受け取る場合、修了者本人による委任状及び委任代理人であることを確認できるもの(公的証明書)を提示して下さい。その際、代理人の方の受領印が必要ですので印鑑を持参して下さい。代理人から修了証が本人に渡ったことの証明が必要となりますので、受領証に修了者の印鑑を押印し、支部に提出して下さい。

